**吸収分割契約書**

XXX株式会社（以下「甲」という。）及びYYY株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約を締結する。

1. （目的）

　甲は、その経営する事業のうち、●に係る事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務の一部を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

1. （権利義務の承継）
2. 乙は、効力発生日において、別紙「承継権利義務明細書」記載のとおりの資産、負債、知的財産権及びノウハウ、雇用契約並びにその他の権利義務を、甲から承継する。
3. 甲の乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。但し、当該債務は、最終的に乙が負担する。
4. （分割の対価）

乙は、甲に対し、本件分割に際して金●万円を、●年●月●日までに、甲の指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。

1. （効力発生日）

　本分割の効力発生日は、●年●月●日とする。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙が協議してこれを変更することができる。

1. （資本金及び準備金の額）

　甲は、株式交換により、資本金及び準備金を次のとおり増加する。ただし、株式交換の日における乙の資産及び負債の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

1. 資本金：●円
2. 資本準備金：●円
3. 利益準備金の額：●円
4. （吸収分割承認総会）

　甲は、●年●月●日に株主総会を開催し、乙は●年●月●日に株主総会を開催し、それぞれ本契約書の承認及び本分割に必要な事項の決議を求める。ただし、分割手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙が協議して開催期日を変更することができる。

1. （本契約の効力）

　本契約は、第６条に定める甲及び乙の株主総会の承認が得られないとき、又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

1. （秘密保持）
2. 本契約において、「秘密情報」とは、文書、口語その他方法のいかんを問わず、いずれかの当事者より他方当事者に対し本件業務に関連して開示された全ての技術上及び営業上の資料・図書、知識、データ、個人情報、ノウハウその他一切の情報を意味するものとし、また、本契約の内容も秘密情報として取扱うものとする。但し、次のいずれかに該当するものについては、秘密情報から除外されるものとする。

(1) 相手方から開示を受ける前に、既に自己が保有していたもの

(2) 相手方から開示を受ける前に、既に公知又は公用となっていたもの

(3) 相手方から開示を受けた後に、自己の責によらずに公知又は公用となったもの

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの

(5) 相手方から開示を受けた情報によらず、自己が独自に開発したもの

1. 甲及び乙は、秘密情報について厳に秘密を保持し、相手方当事者の文書による事前の承諾なくして第三者にこれを開示又は漏洩してはならず、また、秘密情報を自ら又は第三者の利益のために使用してはならないものとする。
2. （反社会的勢力の排除）
3. 甲及び乙は、それぞれ、本契約締結日において、自らが反社会的勢力に該当せず、また、反社会的勢力に該当する者と業務提携関係その他の継続的な取引関係を有しないことを表明及び保証し、本契約締結日以後、上記状態を維持することを誓約する。
4. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対して、法的な責任を超えた要求及び暴力的な要求その他の不当な要求行為を行わず、又は、これに類する行為を行わないことを誓約する。
5. （費用）

　本契約に別途定める場合を除いて、本契約の締結及び履行にかかる費用については、各自の負担とする。

1. （損害賠償）

　甲及び乙は、本契約に関してその責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、相手方に対しその損害を賠償する責に任ずる。

1. （準拠法及び裁判管轄）
2. 本契約の準拠法は日本法とする。
3. 本契約に関する紛争等について協議により解決することができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。
4. （協議条項）

本契約の解釈その他の事項につき生じた疑義及び本契約に規定のない事項については、甲及び乙双方が誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本契約の成立を証するため本契約書を２通作成し、甲乙各記名押印の上、各１通を保有する。

●年●月●日

所在地 ○○○○

甲 会社名 XXX株式会社

代表者氏名 ●●●●

所在地 ○○○○

乙 会社名 YYY株式会社

代表者氏名 ●●●●